主 本件控訴はいずれもこれを棄却する 理 由

本件控訴の趣旨は弁護人広井義臣作成の控訴趣意書の通りであるからこむを引用しこれに対し当裁判所は次のように判断する。

論旨第一点について。

(その他の判決理由は省略する)

(裁判長判事 小中公毅 判事 渡辺辰吉 判事 河原徳治)